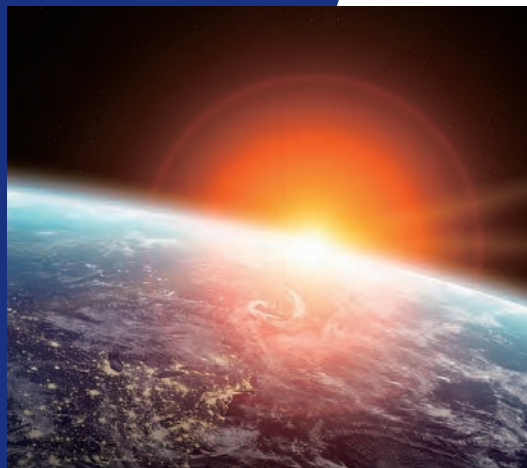


使用開始日
2019年2月27日



世界中小型株式ファンド 愛称: シャイニング・フューチャー

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ※
追加型	内外	株式	株式 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「世界中小型株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2019年2月26日に関東財務局長に提出しており、2019年2月27日にその効力が生じております。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商) 第324号

設立年月日: 1985年7月1日 資本金: 20億円(2018年11月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 15兆5,103億円(2018年11月末現在)

委託会社への
照会先

【コールセンター】0120-104-694(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、日本を含む先進国および新興国の中小型株式^(*)に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

●株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

●組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、株価変動が小さい銘柄群の中から、徹底した財務分析等を活用し、割安で成長期待の大きいと考えられる銘柄を中心に、投資魅力度の高い銘柄を選定します(LVリターン向上戦略)。

●先進国および新興国の組入比率は、両地域の経済規模や経済成長見通し、株式市場の動向などを総合的に勘案して決定します。

※ LV(Low Volatility)とは低ボラティリティを意味します。ボラティリティとは、価格変動の大きさを示す値で、ボラティリティの値が小さいほどその資産の価格変動の度合いが小さいことを表します。

3 銘柄選定にあたっては、アセットマネジメントOneの海外運用拠点とみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。

●アセットマネジメントOneの海外運用拠点(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク、アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド^{*}、アセットマネジメントOne シンガポール・プライベート・リミテッド)からは、各担当地域の調査機能を活用し、投資対象銘柄に関する定性情報の助言を受けます。

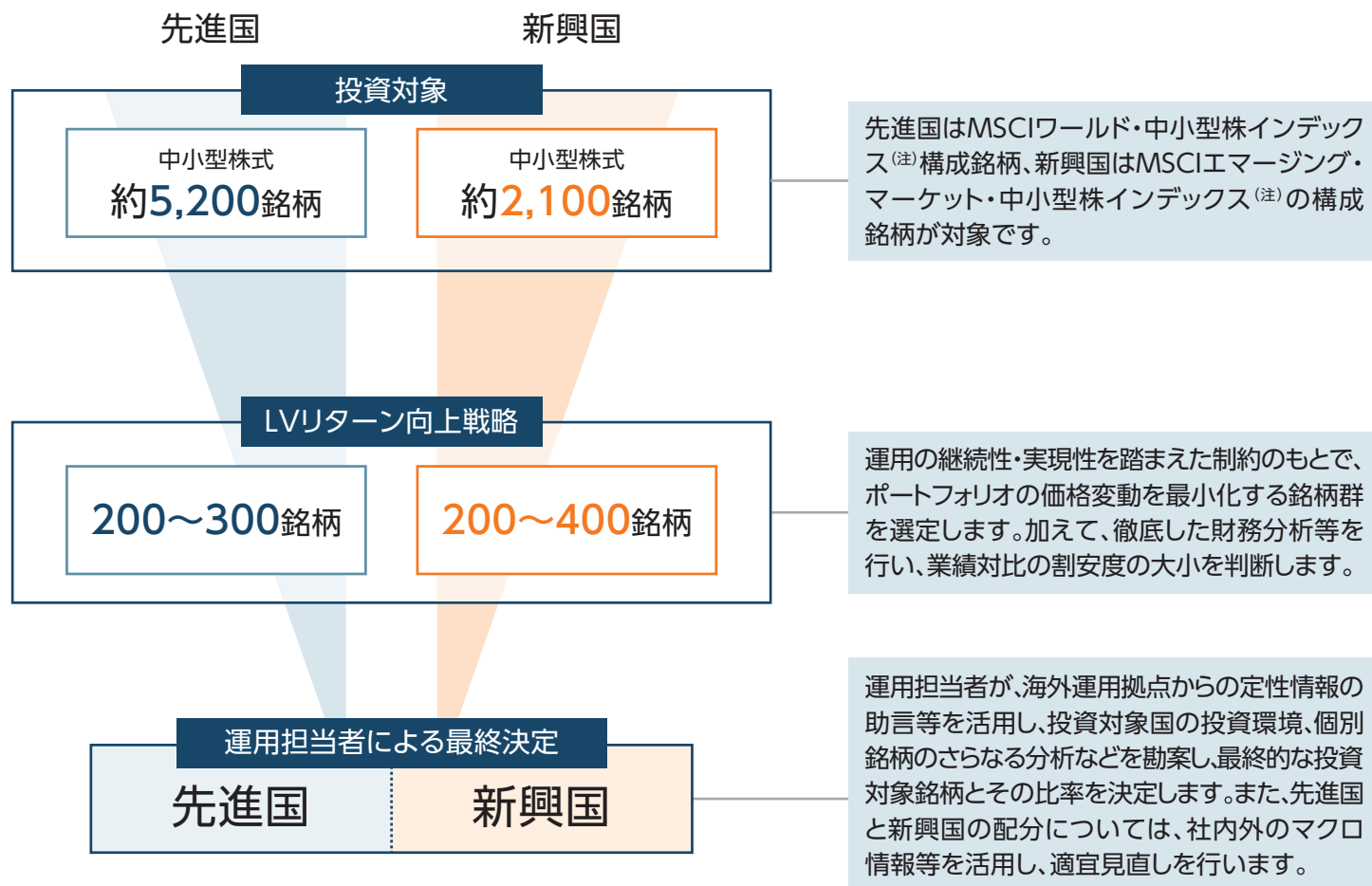
^{*}2019年6月26日以降、アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドが行っていた投資対象銘柄に関する定性情報の助言業務は、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクにおいて行います。

●みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社からは、運用手法や投資対象銘柄に関する定量情報の助言を受けます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

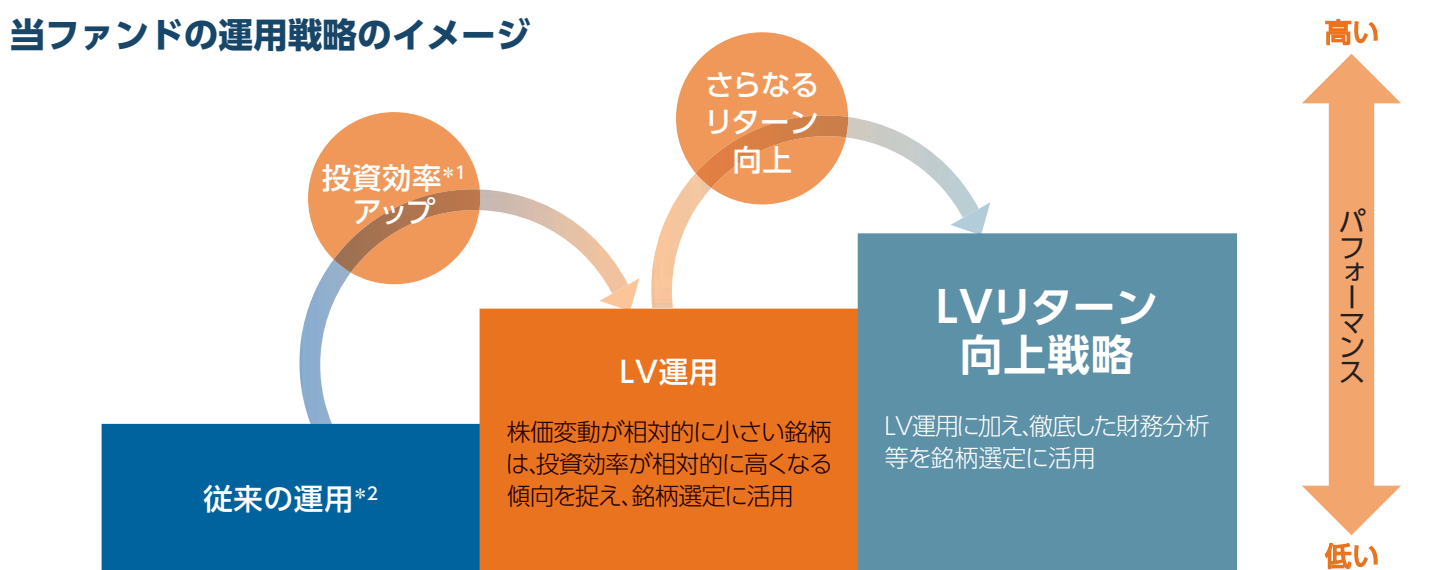
運用プロセス



(注) MSCIワールド・中小型株インデックス、MSCIエマージング・マーケット・中小型株インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社からは、運用手法や投資対象銘柄に関する定量情報の助言を受けます。
※上記は2018年11月末時点の運用プロセスであり、今後予告なく変更されることがあります。

当ファンドの運用戦略のイメージ



*1 投資効率とは、リスク(リターンの振れ幅の大きさ)に対するリターンの大きさを示し、数値が大きいほど低いリスクで高いリターンが得られることから、投資効率が高いことを表します。

*2 従来の運用とは、価格変動の大きいポートフォリオほどリターンも高まるという考え方に基づく資産運用を指します。

※上記は当ファンドの運用戦略をご理解いただくためのイメージであり、実際に得られるパフォーマンス結果はこれと異なる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



主な投資制限

- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時(毎年11月24日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

当ファンドは、株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。中小型株式は株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動する場合があります。当ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。また、新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。

為替リスク

当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。新興国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

個別銘柄選択リスク

当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

カントリーリスク

当ファンドは、新興国株式にも投資を行います。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

2.投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

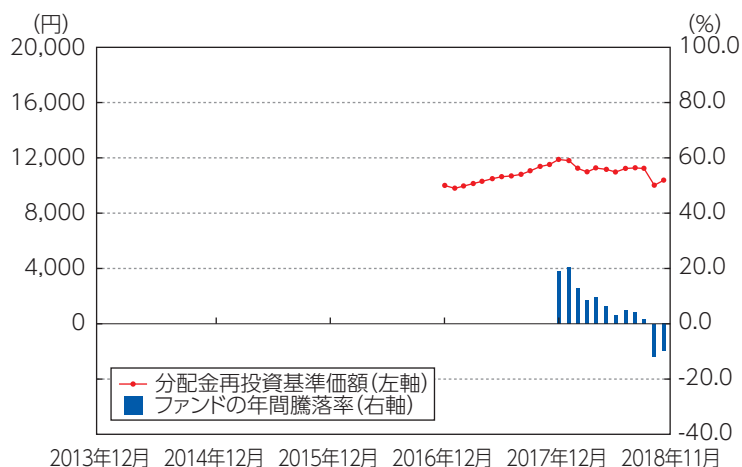
委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

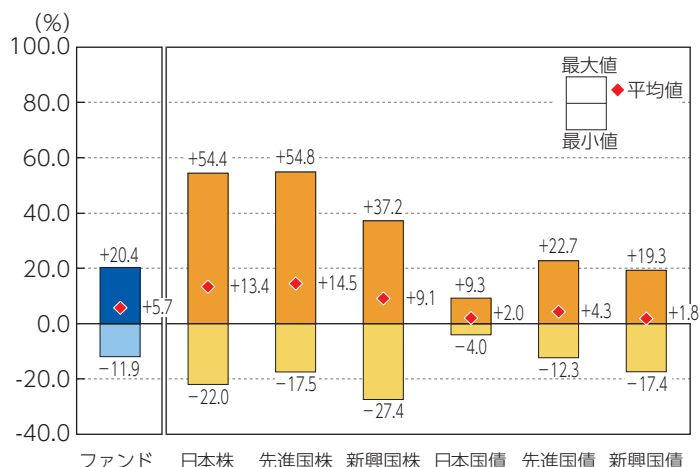
2.投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2017年12月~2018年11月
代表的な資産クラス:2013年12月~2018年11月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

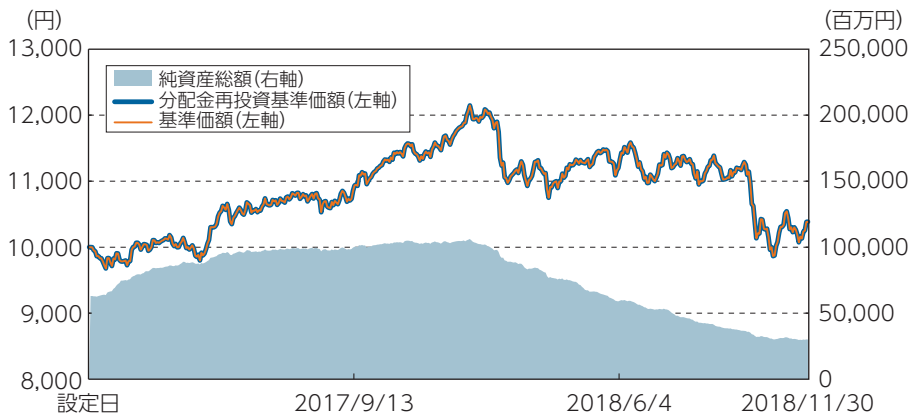
日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3.運用実績

データの基準日:2018年11月30日

基準価額・純資産の推移《2016年12月30日～2018年11月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2016年12月30日)
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移(税引前)

第1期	(2017.11.24)	0円
第2期	(2018.11.26)	0円
設定来累計		0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	93.05
内 アメリカ	34.87
内 台湾	8.62
内 日本	7.08
内 韓国	6.16
内 インド	4.86
内 その他	31.46
投資信託受益証券	0.84
内 シンガポール	0.78
内 マレーシア	0.06
投資証券	4.37
内 アメリカ	2.32
内 南アフリカ	0.96
内 メキシコ	0.50
内 香港	0.46
内 イギリス	0.13
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.73
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	ENCOMPASS HEALTH CORP	株式	アメリカ	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.05%
2	CROCS INC	株式	アメリカ	繊維・アパレル・贅沢品	1.02%
3	SERVICE CORP INTERNATIONAL	株式	アメリカ	各種消費者サービス	0.95%
4	RESMED INC	株式	アメリカ	ヘルスケア機器・用品	0.92%
5	NEXTERA ENERGY PARTNERS LP	株式	アメリカ	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.90%
6	WERNER ENTERPRISES INC	株式	アメリカ	陸運・鉄道	0.81%
7	PERKINELMER INC	株式	アメリカ	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.81%
8	バンダイナムコホールディングス	株式	日本	その他製品	0.80%
9	VERISK ANALYTICS INC	株式	アメリカ	専門サービス	0.80%
10	LEXINGTON REALTY TRUST	投資証券	アメリカ	ー	0.79%

組入上位5業種(国内)

順位	業種	比率
1	情報・通信業	1.46%
2	その他製品	0.95%
3	卸売業	0.79%
4	電気機器	0.77%
5	化学	0.74%

組入上位5業種(外国)

順位	業種	比率
1	食品	5.07%
2	銀行	4.03%
3	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.86%
4	ヘルスケア機器・用品	3.78%
5	機械	3.49%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2016年は設定日から年末までの収益率、および2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 (当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購 入 の 申 込 期 間	2019年2月27日から2019年8月26日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	2026年11月24日まで (2016年12月30日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還) することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合。 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ・やむを得ない事情が発生した場合。
決 算 日	毎年11月24日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (http://www.am-one.co.jp/) に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購 入 時 手 数 料	購入価額に、 3.24%(税抜3.00%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.5822%(税抜1.465%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率0.725%
	販売会社	年率0.700%
	受託会社	年率0.040%
	主な役務	
		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク、アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド*、アセットマネジメントOne シンガポール・プライベート・リミテッド、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)に対する投資顧問報酬が含まれます。	
	*2019年6月26日以降、アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドが行っていた投資対象銘柄に関する定性情報の助言業務は、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクにおいて行います。	
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

4. 手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2018年11月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

